

## 令和2年度 米子市水道局建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（給水区域外業者用）

米子市水道局の建設工事の指名競争入札に参加を希望する者で給水区域外に本店を有するものは、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。

（＊給水区域とは米子市、境港市及び西伯郡日吉津村をいいます。）

- 1 受付期間 令和2年2月3日（月）から同年2月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 2 提出先 〒683-0008 米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局総務課  
TEL:0859-32-6119 FAX:0859-23-3530
- 3 提出書類

提出書類	市外業者	備考
建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	
入札参加資格希望表（様式第2号）	○	
工事経歴書（様式第3号）	△ ※1	■ 記載された工事の内容を確認することができるものとして、当該工事の工事カルテの写し又は請負契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
職員調書（技術職員）（様式第4号）	△	■ 水道施設工事のうち、配水管等工事の入札参加を希望するもののみ提出すること。 ■ 給水装置工事主任技術者、土木施工管理技士、配管工の資格を証明するものの写しを添付すること。 ■ 建設業許可の要件となっている営業所の専任技術者については、その番号を○で囲むこと。
職員調書（その他の職員）（様式第5号）	△	■ 水道施設工事のうち、配水管等工事の入札参加を希望するもののみ提出すること。
使用印鑑届（様式第6号）	○	■ 使用印鑑は、代表者役職印又は個人印とすること。（会社印は不可）
市税等同意書兼誓約書（様式第7号）	○	
資本関係等調書（様式第8号）	○ ※2	■ 米子市水道局建設工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること（入札参加資格者については、米子市水道局ホームページに掲載の資格者名簿を参照すること。）。
役員等調書兼照会承諾書（様式第9号）	○	■ ①法人にあっては非常勤・監査役を含む役員、②その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、③個人事業者にあっては当該個人について記載すること。 ※2部提出のこと。（1部はコピー可）
労働保険に係る誓約書（様式第10号）	○	
営業所一覧表（様式第11号）	○	■ 様式の内容を満たしているものであれば、自社作成によるものでも可
建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書若しくはその写し	○	■ 証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	○	■ 総合評定値が記載されたもの ■ 審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの通知書
法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 個人にあっては、当該個人の住民票の抄本	○	■ 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可
消費税及び地方消費税の納税証明書	○	■ 証明書様式その3又はその3の2若しくはその3の3 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可
委任状（様式は特に指定していません。）	△	■ 年間を通じて委任する場合
受付票返信用封筒又ははがき	△	■ 受付票が必要な場合 ■ 切手を貼って返信先を記した封筒又ははがき
特殊工事入札参加資格審査附属書類	△	■ 特殊工事の入札参加資格を希望する場合 ■ 特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領による。

注) ○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

※1 次に掲げる場合に提出すること。

- (1) 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合
- (2) 完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合
- (3) 希望工種が**建築一式工事（解体）、とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）**又は**内装仕上工事（畳工）**に該当する場合

▲特殊工事の工事経歴については、特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領によること。

※2 次に掲げる場合は必要事項を記載して、該当事項がない場合は「該当なし」と記載して、提出すること。

ただし、**米子市水道局建設工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること。**

- (1) 申請者が他者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
- (2) 申請者と他者が、同一の会社の議決権保有者である関係
- (3) 申請者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人を含む。）が他者の取締役を兼ねている関係
- (4) 申請者の取締役と他者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
- (5) 前各号の關係に準ずる關係

4 提出方法 郵便若しくは信書便（書留等）又は持参とする。

5 資格の有効期間

**令和3年3月31日（令和3年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、当該決定の日の前日）**までとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める日までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が資格要件のいずれかに該当しなくなった場合は、管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していない場合は、管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) **審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営事項審査結果通知書等の写しを令和2年2月末日までに提出しない場合は、令和2年度の入札参加資格が決定する日の前日**

6 更生会社又は再生会社の入札参加資格

**令和元年10月1日以後に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた者**については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

7 注意事項

- (1) 希望する入札参加資格に対応する建設業の許可及び経営事項審査（総合評定値の通知を受けているもの）を受けていない者、市税等及び水道料金に滞納がある者並びに暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者については、指名競争入札に参加する資格を認めない。
- (2) 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、通常の申請書類のほか、別途定めた特殊工事関係書類を提出すること。
- (3) 公契連の統一様式での申請は、受け付けない。
- (4) 建設工事入札参加資格審査申請書及び特殊工事入札参加資格審査附属書類は、別々に綴じること。なお、フラットファイルに綴じて提出する場合は、金属製金具を使用しないこと。
- (5) 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留又はこれに準じたものにより送付すること。この場合には、**令和2年2月28日午後5時**までに到着したものに限り、受け付ける。

◎ 除草業務等の委託業務については、物品・役務での申請手続を行うこと。